

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案要綱

一 次に掲げる物質を指定物質に追加すること。

(第三条の三関係)

1 アニリン

2 ペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)及びその塩

3 ペルフルオロ(オクタン――スルホン酸)(別名PFOS)及びその塩

4 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

二 この政令は、令和五年二月一日から施行すること。

(附則関係)